

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和7年4月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	2
職員等	0
計	2

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	0
面談・電話	0
計	2

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容		処理状況
①	ある市の教員の会議では自由に意見が発言できない。	所管外のため不受理とし、県教育委員会に回付した。
②	ある市民が児童扶養手当を不正受給している。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	2 ①②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	0
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	2 ①②

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(3月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)

総務部 総務管理局 審査課

担当：石井、額田

電話：073-441-2136